

高額療養費制度の改定（2026年8月～）

はじめに: 高額療養費制度とは、高額な医療費の負担を軽減するための制度です。

- ・対象: 医師や歯科医師による診療、手術や処置、入院費、治療に必要な薬代、訪問看護
- ・対象外: 差額ベッド代、入院時の食事代、先進医療にかかる費用、自由診療、通院時の交通費
- ・事前に「限度額適用認定証」を申請し、医療機関の窓口で提示すれば、最初から自己負担限度額までの支払いで済ませることができます。

1. 今回の改定に伴う主な変更点

- ・自己負担限度額の変更
69 歳以下と 70 歳以上で以下のように1カ月あたりの自己負担上限額の引き上げとなります。

<<69 歳以下の場合>>

年収の目安	現行	2026 年 8 月以降
約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000)×1%	270,300 円+(医療費-901,000)×1%
約 770 万～約 1,160 万円	167,400 円+(医療費-558,000)×1%	179,100 円+(医療費-597,000)×1%
約 370 万～約 770 万円	80,100 円+(医療費-267,000)×1%	85,800 円+(医療費-286,000)×1%
～約 370 万円	57,600 円	61,500 円
住民税非課税者	35,400 円	36,900 円

<<70 歳以上の場合>>

年収の目安	現行	2026 年 8 月以降
約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000)×1%	270,300 円+(医療費-901,000)×1%
約 770 万～約 1,160 万円	167,400 円+(医療費-558,000)×1%	179,100 円+(医療費-597,000)×1%
約 370 万～約 770 万円	80,100 円+(医療費-267,000)×1%	85,800 円+(医療費-286,000)×1%
～約 370 万円	57,600 円	61,500 円
住民税非課税者	24,600 円	25,700 円
住民税非課税者(一定所得以下)	15,000 円	15,700 円

- ・高額療養費の年間上限の新設
8 月から翌年 7 月までの 12 か月間に支払った医療費の合計額に対して適用される上限額です。

<<69 歳以下の場合>>

<<70 歳以上の場合>>

年収の目安	年単位の上限額	年収の目安	年単位の上限額
約 1,160 万円以上	1,680,000 円	約 1,160 万円以上	1,680,000 円
約 770 万～約 1,160 万円	1,110,000 円	約 770 万～約 1,160 万円	1,110,000 円
約 370 万～約 770 万円	530,000 円	約 370 万～約 770 万円	530,000 円
～約 370 万円	530,000 円	～約 370 万円	530,000 円
住民税非課税者	290,000 円	住民税非課税者	290,000 円
		住民税非課税者(一定所得以下)	180,000 円

2. 多数回該当について

- ・4 回目から「多数回該当」となり自己負担限度額が軽減される制度です。
- ・今回の改定では自己負担限度額は据え置きとなっています。

3. まとめ

- ・ 単月での負担が増えるかわりに、がんなど難病の長期の治療の場合は年間のトータルでの負担は軽くなる場合もある。